

JR東海労なごや

2014年5月7日 No. 993
JR東海労名古屋地方本部
発行者：山田哲也
編集者：堀部肇

認知症で徘徊、高裁も妻に賠償命令！

4月24日、名古屋高裁で、JR東海が男性の遺族に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決がありました。

2007年12月、大府市で徘徊症状がある認知症（要介護4）の男性（91歳）が、電車に跳ねられ死亡した事故に対して、JR東海が、男性の遺族に損害賠償を求めたものです。

判決では、重度の認知症だった男性の配偶者（当時85歳）に民法上「徘徊の可能性のある男性への監督が十分でなかった」と監督義務があったと認定し、約360万円の支払いを命じました。

JR東海は裁判のフロ！

現在、JR東海には、弁護士資格を持つ社員が何人も採用されています。JR東海は、圧倒的な金力と証拠集めに膨大な人力を使うなど、仕事として裁判対策を行っています。

裁判は、証拠と判例にもとづいて判決が出ます。個人対企業の民事裁判では、圧倒的に企業が有利なのです。

世間からの不満の声！

今回の判決は、社会的に大きな影響を与えました。

「今後、裁判で責任を問われる介護家族が増えるのではないか」「24時間隙もなく家族が見守ることは不可能だ。それでも徘徊を防げと言われたら、鍵つきの部屋に閉じ込めるしかなくなってしまう」「介護の現場を分かっていない」「判決を聞いて震え上がったのは、現在認知症を持つ人を介護している人だ」など、JR東海に対して、不満の声が上がっています。

裁判に勝って、信用を落とすJR東海！

各鉄道会社では、人身事故で損害賠償を求めることはあっても多く場合は和解に至ります。まして、今回のように社会的な問題にまで発展するケースは聞いたことがありません。会社の信用を落としているのは、会社自身と言われても仕方がないといえます。

